

# 献血にご協力ください！

町内の企業や保健センターで、全血献血または成分献血を実施しています。

献血により採血した血液は、輸血を必要とする患者さんの尊い命を救うため、欠かさすこのできないものです。皆さんのご協力をお願いします。献血された方には、後日、血液検査の結果が送られますので、健康管理に役立てることができます。

## 次回の成分献血

◆とき：7月18日(火)、8月23日(水)

◆ところ：保健センター・玄関横

◆受付時間：午前10時・11時・午後1時・2時・3時(約1時間程度かかります)

◆対象者：★18歳～69歳の方★体重が男性は45kg以上、女性は40kg以上の方★献血直前の比重検査で基準値を満たした方★健康な方(病気で治療中でない方)

※ただし、次の①～⑦に当てはまる方は、ご遠慮ください。

①2000ml 献血を4週間以内にされた人

②400ml 献血を8週間以内にされた人

③成分献血を2週間以内にされた人

④40歳以上で成分献血未経験者の人

⑤40歳以上の成分献血経験者で1年以内に心電図検査を受けていない人

⑥1か月以内に海外から帰国された方

⑦昭和55年以降、ヨーロッパの対象国に滞在(居住)された方(詳しくはお問い合わせください)

献血にご協力いただける方は、保健センターへご予約ください。成分献血の実施日は、広報ひのお知らせ版「保健カレンダー」をご覧ください。

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。多くの方に献血にご協力いただくため、県内各地でさまざまなキャンペーンが行われます。県内の献血情報や献血会場は、滋賀県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.shiga.jp/e/imuyakumu/kenketsu.html>

## 【問い合わせ先】

保健センター ☎6574 有線5777

## 憲法公布60年

日本国憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあります。

そして、定められた法律が『地方自治法』です。

この法律では、国が全ての事を決めるのではなく、地方が独立してその地域の事を決め、運営することを示しています。

また、地方公共団体は地域住民の福祉の増進を図るために、自主的にその役割を果たすことを求めています。同時に、地方公共団体が健全に発展することを保障しています。

私たちのまち『日野町』では、今まさに憲法にある「地方自治の本旨に基づいて」住民の皆さんと共に考え、決め、実行する「自律のまちづくり」を進めています。

## フランス在住の画家

池川茂さんから

パリの風景画を寄贈していただきました

このたび、フランス・モンマルトル在住の画家・池川茂さんより、町民会館わたむきホールに絵画1点をいただきました。パリにあるリュクサンブール公園を描かれた風景画で、季節は9月。少し紅葉した木々が鮮やかで温かみのある作品です。

竜王町出身の池川さんは、日本人で初めてモンマルトル名誉市民に選ばれた方です。今年の3月30日から4月16日までの間、わたむきホールに虹のギャラリーで作品の展示をされた縁で、今回、素敵な作品をいただきました。



▲左から落合荘長、池川茂さん、柏瀬理事長



▲池川茂さん(写真左)と野田館長

また、同時に特別養護老人ホーム白寿荘にも絵画2点を寄贈されました。パリの凱旋門近くのロータリーの花屋と、田舎の風景が描かれた作品です。池川さんは、「お年寄りが見て、ちょっとでも心がなごめば…」との思いで、県内の福祉施設などに絵画を多く寄贈されています。

皆さんも、各施設にお立ち寄りの際には、いただきました絵画をぜひご覧ください。